

長沼町教育委員会交際費の支出基準及び公表に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、委員長、教育長又は教育長が代理として指名する職員が、教育行政の円滑な運営を図るために、教育委員会を代表して行う外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）について必要な事項を定め、適正に支出することを目的とする。

(交際費の支出区分、基準)

第2条 交際費の支出区分、内容及び支出金額は、次のとおりとする。

支出区分	内容	支出金額
会議、行事等	各種団体が行う会合等で、飲食を伴う場合の支出に係る経費	会場が公共施設等の場合5千円を、会場が飲食店等の場合1万円を限度とし、支出の際には、次の事項について確認を行うものとする。 会費の明示がある場合はその金額 会費の明示がない場合は、依頼先に確認する。
慶祝	記念式典・竣工式・地域イベント等で飲食を伴う場合の支出に係る経費	1万円を限度とする。
賛助、協賛	各種団体の活動が公共的、公益的なものであり趣旨、目的に賛同できるものに対する支出	5,000円を限度とする。
献花	慰霊祭等	5千円を限度とする。
その他	記念品、差し入れ等	5千円を限度とする。

2 病気等により1ヶ月以上の入院を要する者に対する見舞金支出に係る経費については、5千円限度とし、支出対象者の範囲は、次のとおりとし本人に限るものとする。

- (1) 教育委員（現職）
- (2) 町立小・中学校の校長及び教頭（現職）
- (3) 町立小・中学校の児童・生徒（学校管理下の事故による入院の場合）
- (4) 町議会議員（現職）
- (5) 教育委員会委嘱の各種委員（現職）
- (6) その他教育委員会が特に必要と認める者

3 弔意に係る香典の支出に係る経費については、1万円を限度とし、支出対象者の範囲は、次のとおりとする。ただし、供花については、原則としては、を付した者とし、元職とは、退任後

10年を経過しない者をいう。

(1) 本人が死亡した場合

- ア 教育委員（現職・元職）
- イ 町立小・中学校の校長、教頭及び教職員（現職）
- ウ 町立小・中学校の児童・生徒（学校管理下で死亡した場合）
- エ 町議会議員（現職）
- オ 教育委員会委嘱の各種委員（現職）
- カ 他市町村教育長（現職）
- キ その他教育委員会が特に必要と認める者

(2) 親族（配偶者、父母、同居の義父母、子が死亡した場合）

- ア 教育委員（現職・元職）
- イ 町立小・中学校の校長及び教頭（現職）
- ウ 町議会議員（現職）
- エ 教育委員会委嘱の各種委員（現職）
- オ 他市町村教育長（現職）
- カ その他教育委員会が特に必要と認める者

(運用)

第3条 慣習その他特別な理由により前条の支出基準によりがたい場合にあっては、社会通念上妥当な範囲内で支出額を調整できるものとする。

2 交際費の支出内容や金額は、常に社会通念上に沿うとともに町民感覚に合致したものとなるよう、社会経済情勢の変化等を十分考慮し、基準についても適正な執行のために適宜見直しを行うものとする。

(交際費の公表等)

第4条 交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出区分
- (2) 支出年月日
- (3) 支出金額
- (4) 支出内容等

2 交際費の公表は毎月行うものとし、当月分を翌月の20日までに行うものとする。

3 交際費の公表方法は、町ホームページに掲載するとともに、役場において閲覧に供することにより行う。

4 交際費の公表にあたっては、長沼町個人情報保護条例（平成15年条例第19号）の規定に基づき、個人情報の保護に十分配慮して行わなければならない。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、交際費の支出に関し必要な事項は、教育長がその都度定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度において支出する交際費から適用する。